

役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人おてらおやつクラブ(以下、「当法人」という。)の定款第18条3項に基づき、役員に対する報酬の支給及び費用の弁償に関して基本事項を定める。

(報酬)

第2条 当法人の役員には定款第18条第1項に基づき、その総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の決議を経て、報酬を支払うことができる。

2 当法人の役員報酬の支給対象は理事及び監事とする。

3 1ヵ月の役員報酬総額は100万円以内とし、個々の役員報酬金額については、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

4 役員報酬の支給対象者及び支給額の決定にあたっては、当該役員の職務内容、勤続年数、学歴、年齢、経験、能力、前職での給与、当法人の財務状況及び同様の事業規模を有する他法人における状況等を総合的に勘案した上で、過大な支給とならないよう留意しなければならない。

(費用弁償)

第3条 当法人の役員がその職務遂行に当たって負担した費用(職務の遂行に伴い発生する旅費交通費の経費をいう。)については、理事会の決議で定める範囲内のものに対して、当該役員より請求のあった日から遅延なく支払うものとする。また、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行うものとする。

附 則

附則 この規程は令和3年3月31日から施行する。

附則 この規定は令和3年6月22日から施行する。